

美らネット 24 証券総合取引口座 開設申込基準(個人)変更について

安藤証券株式会社

美らネット 24 証券総合取引口座 開設申込基準（個人）を一部変更いたします。

「美らネット 24 証券総合取引口座 開設申込基準(個人)」新旧対照表

下線部を追加・変更又は削除します。

新	旧
<p>美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準</p> <p>G.口座開設申込時に、下記の事項が必須であることをご理解いただいていることが必要となります。</p> <p>a. 「上場有価証券等書面」「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」等の契約締結前交付書面」をよくお読みいただき、申込時に確認必須とされる商品のリスク等を十分理解され、改めて説明を受ける必要がないこと。</p> <p>b. <u>内部者登録において、現在の内部者登録に関する状況を正確に当社にご連絡いただくこと、及び、今後内部者として登録すべき内容に変更もしくは新たに該当することとなった場合は、その都度ご連絡いただくことに同意していただくこと。</u></p> <p>c. <u>現在及び将来にわたり、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当しないこと。また、第三者を利用しての暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないことに同意していただけること。</u></p> <p>d. お客様の「個人情報の利用目的」をよくお読みいただき、取扱いに同意していただくこと。</p> <p>e. 新興市場等上場銘柄の取引に関する確認書について、申込時確認される全ての市場について充分理解し、お客様の責任において当該市場上場銘柄の取引を行っていただけること。</p> <p>f. 電子交付サービス利用を承諾していただくこと。</p>	<p>美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準</p> <p>G.口座開設申込時に、下記の事項が必須であることをご理解いただいていることが必要となります。</p> <p>a. 「上場有価証券等書面」「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」等の契約締結前交付書面」をよくお読みいただき、申込時に確認必須とされる商品のリスク等を十分理解され、改めて説明を受ける必要がないこと。</p> <p>b. <u>(新設)</u></p> <p>c. <u>(新設)</u></p> <p>d. お客様の「個人情報の利用目的」をよくお読みいただき、取扱いに同意していただくこと。</p> <p>e. 新興市場等上場銘柄の取引に関する確認書について、申込時確認される全ての市場について充分理解し、お客様の責任において当該市場上場銘柄の取引を行っていただけること。</p> <p>f. 電子交付サービス利用を承諾していただくこと。</p>

- g. 当社では、一部を除きほぼ全ての有価証券を振替決済口座にて管理し、加入者情報をほふりに対して通知すること。
- h. 美らネット 24 では、信用取引口座または先物・オプション取引口座を開設されるまでは MRF 自動けいぞく投資が必須であること。

取引残高報告書

取引残高報告書は、取引があった場合、原則として 4 半期（3 ヶ月）ごとに作成しその翌月の第 5 営業日までに交付いたします。取引がない場合は年に 1 回の交付とします。しかし、お客様から個別にご請求があった場合は、その都度交付いたします。この場合、お申込いただいてから交付までに若干のお時間をいただく場合があります。但し、信用取引口座、先物オプション取引口座を開設された場合は交付する頻度・内容が下記の内容となります。

<信用取引口座を開設されている場合>

信用取引口座を開設されている場合、包括担保契約に同意されている場合とそうでない場合で交付する書面が異なります。

● 包括再担保契約に同意されている場合

お取引・未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した取引残高報告書に担保明細を追加した「取引残高報告書（明細書兼用）」を、翌月の第 5 営業日までに交付いたします。担保明細書はお客様ご自身で必ずご確認ください。

● 包括再担保契約に同意されていない場合

お取引・未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した「取引残高報告書（同意要）」を、翌月の第 5 営業日までに交付いたします。当書面が交付された場合、翌月の 15 日（休日の場合は直前営業日）までにご同意いただく必要がございます。所定の期日までにご同意いただけない場合、それ以降の新規取引を制限させていただきます。また、ご同意いただかなかったことに起因する制限により損害が発生した場合、当社は一切その責任を負いか

- g. 当社では、一部を除きほぼ全ての有価証券を振替決済口座にて管理し、加入者情報をほふりに対して通知すること。
- h. 美らネット 24 では、信用取引口座または先物・オプション取引口座を開設されるまでは MRF 自動けいぞく投資が必須であること。

取引残高報告書

取引残高報告書は、取引があった場合、原則として 4 半期（3 ヶ月）ごとに作成しその翌月の第 5 営業日までに交付いたします。取引がない場合は年に 1 回の交付とします。しかし、お客様から個別にご請求があった場合は、その都度交付いたします。この場合、お申込いただいてから交付までに若干のお時間をいただく場合があります。また、信用取引口座、先物・オプション取引口座を開設されているお客様については原則毎月交付いたします。取引残高報告書の記載内容はお預かり金銭、証券等の残高、前回作成時以降の取引状況等を一覧表示したものです。ご確認ください。また、取引報告書と同様によくご確認ください。特に、信用取引、先物・オプション取引をご利用いただいている方は毎月「取引残高報告書(同意要)」としてご同意の必要な書面が交付されます。この書面は交付日を含む月の翌月の 15 日(該当日が非営業日の場合は繰上げ)までにご同意いただかないと取引を制限させていただく場合がありますので、充分ご注意ください。また、ご同意いただかなかったことに起因する制限により損害が発生した場合、当社は一切その責任を負わないものとします。

ねますので充分ご注意ください。

<先物オプション取引口座を開設されている場合>

お取引又は未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した“取引残高報告書(同意要)”を、翌月の第5営業日までに交付いたします。当書面が交付された場合、翌月の15日(休日の場合は直前営業日)までにご同意いただく必要がございます。また、ご同意いただかなかったことに起因する制限により損害が発生した場合、当社は一切その責任は負いかねますので充分ご注意ください。

包括再担保契約

美らネット24において信用取引をご利用いただく場合、振替決済口座にて管理いたします株式等を代用有価証券として差し入れていただくこととなります。また当社は証券金融会社から資金・株式等を調達するために、お客様から代用有価証券として振替決済口座にて管理いたします株式等をそのまま担保として差し入れます。そのため、包括再担保契約にご同意いただくか、お取引のあった月又は月末時点で未決済建玉のある月の翌月に交付される“取引残高報告書(要同意)”にご同意いただく必要がございます。

美らネット24が取扱う取引について

3. 株価指数先物・オプション取引

① 取扱市場、取引

大証 日経225先物・日経225mini・オプション取引

② 取扱銘柄

日経225先物取引 : 当社が定める限月

日経225mini : 全限月

包括再担保契約

美らネット24において信用取引をご利用いただく場合、振替決済口座にて管理いたします株式等を代用有価証券として差し入れていただくこととなります。また当社は証券金融会社から資金・株式等を調達するために、お客様から代用有価証券として振替決済口座にて管理いたします株式等をそのまま担保として差し入れます。そのため、前項の“取引残高報告書(要同意)”にご同意いただくものといたします。

美らネット24が取扱う取引について

3. 株価指数先物・オプション取引

① 取扱市場、取引

大証 日経225先物・日経225mini・オプション取引

② 取扱銘柄

日経225先物取引 : 全限月

日経225mini : 全限月

日経 225 オプション取引：当社が定める限月、当社が定める銘柄

日経平均 VI 先物取引：当社が定める限月

4.海外証券先物取引

①取扱市場、取引

- a. シンガポール取引所（SGX）及びシカゴ商業取引所（CME）上場の円建て日経平均株価指数先物取引（Nikkei225 Index Futures）
- b. シカゴ商品取引所（CBOT）上場の米ドル建て E-MiniDOW(5\$)先物取引

②取扱銘柄

- a. 大証日経 225 先物取引で扱う限月と同じ4つの限月（3月限、6月限、9月限、12月限）のうち、当社が定める限月
- b. 3月限、6月限、9月限、12月限のうち、当社が定める限月

美らネット 24 証券総合取引口座の閉鎖

美らネット 24 証券総合取引口座を解約される場合は、美らネット 24 サポートセンターまでお電話にてお申し出下さい。ただし、下記の場合は証券総合取引口座の解約申込をお受けすることができません。閉鎖のための条件を満たす処理は、お客様自身で行っていただく必要があります。

何らかの残高・債務がある。	有価証券、現金・MRF等の残高が口座に一切無い状態で、かつ債務の無い状態でなければ、証券総合取引口座の閉鎖の申込をお受けすることができません。
信用取引口座、先物・オプション取引口座、海外証券先物取引口座が閉鎖されていない。	証券総合取引口座閉鎖手続きの前に、信用取引口座、先物・オプション取引口座、海外証券先物取引口座の閉鎖を完了する必要があります。各口座の閉鎖方法は信用取引口座・先物・オプション取引口座のルールをご覧ください。

日経 225 オプション取引：当社が定める限月、当社が定める銘柄

日経平均 VI 先物取引：当社が定める限月

4.海外証券先物取引

①取扱市場、取引

- a. シンガポール取引所（SGX）及びシカゴ商業取引所（CME）上場の円建て日経平均株価指数先物取引（Nikkei225 Index Futures）
- b. （新設）

②取扱銘柄

- a. 大証日経 225 先物取引で扱う限月と同じ4つの限月（3月限、6月限、9月限、12月限）のうち、当社が定める限月
- b. （新設）

美らネット 24 証券総合取引口座の閉鎖

美らネット 24 証券総合取引口座を解約される場合は、美らネット 24 サポートセンターまでお電話にてお申し出下さい。ただし、下記の場合は証券総合取引口座の解約申込をお受けすることができません。閉鎖のための条件を満たす処理は、お客様自身で行っていただく必要があります。

何らかの残高・債務がある。	有価証券、現金・MRF等の残高が口座に一切無い状態で、かつ債務の無い状態でなければ、証券総合取引口座の閉鎖の申込をお受けすることができません。
信用取引口座、先物・オプション取引口座、海外証券先物取引口座、FX取引口座が閉鎖されていない。	証券総合取引口座閉鎖手続きの前に、信用取引口座、先物・オプション取引口座、海外証券先物取引口座、 <u>FX取引口座</u> の閉鎖を完了する必要があります。各口座の閉鎖方法は信用取引口座・先物・オプション取引口座のルールをご覧ください。

特定口座を閉鎖していない。	特定口座を閉鎖していなければ証券総合取引口座の閉鎖はお受けできません。 特定口座閉鎖のためには、お客様から特定口座廃止届けをお受けする必要があります。 特定口座の詳しい閉鎖方法は別記「特定口座ルール」をご覧ください。
受渡の完了していない 金銭、有価証券の取引 等がある。または発生 する可能性がある。	受渡の完了していない金銭、有価証券等の取引等がある、または発生する可能性がある場合は証券総合取引口座を閉鎖することができません。

取引制限・停止について

前述した理由以外であっても、当社が不適切であると判断したお客様の口座について、お取引の制限・停止をさせていただく場合があります。また、個人のお客様の口座において、お取引の制限・停止が行われた場合、その個人のお客様が複数あるいは単一の法人の代表者である場合、当該法人の口座・当該法人と取引担当者を同一とする法人の口座・当該法人口座の取引担当者の個人口座についても同様の措置をとらせていただきます。

不適切とは以下のような場合を言います。

- A. 見せ玉、引け値関与、買い上がり等、意図する意図しないにかかわらず相場操縦等に抵触するおそれがある場合。
- B. マネー・ロンダリングに抵触するおそれがある場合。
- C. 美らネット24に、悪意の有無にかかわらず、過大なシステム負荷を及ぼすアクセスを繰り返した場合。
- D. 内部者登録情報に変更・追加があったにもかかわらず、当社にご連絡をいただかなかった場合。
- E. 暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当することが判明した場合。
また、第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、

特定口座を閉鎖していない。	特定口座を閉鎖していなければ証券総合取引口座の閉鎖はお受けできません。 特定口座閉鎖のためには、お客様から特定口座廃止届けをお受けする必要があります。 特定口座の詳しい閉鎖方法は別記「特定口座ルール」をご覧ください。
受渡の完了していない 金銭、有価証券の取引 等がある。または発生 する可能性がある。	受渡の完了していない金銭、有価証券等の取引等がある、または発生する可能性がある場合は証券総合取引口座を閉鎖することができません。

取引制限・停止について

前述した理由以外であっても、当社が不適切であると判断したお客様の口座について、お取引の制限・停止をさせていただく場合があります。また、個人のお客様の口座において、お取引の制限・停止が行われた場合、その個人のお客様が複数あるいは単一の法人の代表者である場合、当該法人の口座・当該法人と取引担当者を同一とする法人の口座・当該法人口座の取引担当者の個人口座についても同様の措置をとらせていただきます。

不適切とは以下のような場合を言います。

- A. 見せ玉、引け値関与、買い上がり等、意図する意図しないにかかわらず相場操縦等に抵触するおそれがある場合。
- B. マネー・ロンダリングに抵触するおそれがある場合。
- C. 美らネット24に、悪意の有無にかかわらず、過大なシステム負荷を及ぼすアクセスを繰り返した場合。
- D. (新設)
- E. (新設)

取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等が発生した場合。

F. その他当社が不適切と判断した場合。

平成 25 年 4 月

付則

この改正は、平成 25 年 4 月 22 日から 施行する。

F. その他当社が不適切と判断した場合。